

車を購入する際には、必ずその車を駐車するスペースを確保している必要があります。

そしてその確保したスペースを「証明」する為には「車庫証明」が必要となります。車庫証明は、他にも引っ越しなどで駐車場の場所が変わった場合にも、管轄の警察署にて車庫証明を取得し、ナンバーの変更等が必要となります。

今回はその車庫証明の取得方法について、ご説明いたします。

1. 車庫の要件

車庫証明を取るには、その駐車場が下記の条件をクリアしていなければなりません。

- ・車庫から自宅までの距離が**2キロ以内**であること
- ・車庫から車をはみ出さないだけの広さがあること
- ・車庫を使う権原があること
- ・同じ場所で**重複して車庫証明を取得していないこと**

2. 必要書類

- ・保管場所の権限 ... 使用承諾書・自認書・契約書の写し・領収書等写のうちいずれか
- ・所在図 ... 駐車場から自宅（法人であれば会社）までの距離がわかるもの
- ・配置図 ... 駐車場周辺を詳細に。駐車場前の道路・駐車場の入口・保管場所の縦横の長さ・幅も記載
- ・住所確認書面
個人 ... 住民票、印鑑証明書、消印のある郵便物、公共料金領収書等のうちいずれかひとつ
法人 ... 印鑑証明書、登記簿謄本、消印のある郵便物、公共料金領収書等のうちいずれか
- ・申請書 ... 自動車保管場所証明申請書（軽は 自動車保管場所届出書）警察署でもらえます

3. 費用

警察での手数料	
申請時	2,100円
証明書受取時	500円
計	2,600円（軽自動車は500円のみ）

4. その他注意点

申請から発行までにおおよそ**中2日**を要します。

警察署より受け取る証明書のうち、陸運局提出用は自動車登録に使用し、本人保管用のうち保管場所標章は車の後方部に貼りつけます。

行政書士は代わりに車庫証明の取得もできますので、引越し等で駐車場が変わり、車庫証明が必要になった場合は、お気軽にご相談ください。